

## 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 手数料算定表(令和5年2月28日～)

【表1】基本額

区分	対象	床面積(※1)	評価建築物(※2)	簡易評価法建築物(※3)	左記以外
1	戸建住宅	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,120円	20,400円	38,760円
		200㎡超 ～	6,120円	21,420円	42,840円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	36,720円	77,520円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	22,440円	64,260円	129,540円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	51,000円	115,260円	219,300円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	89,760円	174,420円	314,160円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	134,640円	310,080円	608,940円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	205,020円	527,340円	1,080,180円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	97,920円	255,000円
		300㎡超 1,000㎡以下	18,360円	124,440円	319,260円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	30,600円	163,200円	412,080円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	89,760円	264,180円	587,520円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	142,800円	345,780円	724,200円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	179,520円	415,140円	855,780円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	224,400円	486,540円	976,140円
	50,000㎡超 ～	314,160円	630,360円	1,216,860円	

- ※1 区分「2 共同住宅等」の床面積は、共同住宅等の共用部分を評価しない方法による場合は、共用部分を除いた床面積をいいます。  
 ※2 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第35条第1項各号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。  
 ※3 簡易評価建築物とは、住宅にあっては誘導仕様基準、非住宅にあってはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	床面積の合計	構造計算書添付なし	構造計算書添付あり
	30㎡以下	9,180円	18,360円
30㎡超～ 100㎡以下	31,620円	57,120円	
100㎡超～ 200㎡以下	38,760円	66,300円	
200㎡超～ 500㎡以下	61,200円	88,740円	
500㎡超～ 1,000㎡以下		157,080円	
1,000㎡超～ 2,000㎡以下		214,200円	
2,000㎡超～ 5,000㎡以下		377,400円	
5,000㎡超～10,000㎡以下		508,980円	
10,000㎡超～50,000㎡以下		676,260円	
50,000㎡超		1,103,640円	
建築設備		23,460円	
工作物		37,740円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積(※4)	手数料
200㎡以下	119,440円
200㎡超～ 500㎡以下	142,800円
500㎡超～ 1,000㎡以下	166,050円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	189,410円
2,000㎡超～10,000㎡以下	226,330円
10,000㎡超～50,000㎡以下	300,590円
50,000㎡超	552,120円

※4 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

### ○認定申請手数料算定表

	認定申請手数料	確認申請手数料相当額	基準法第6条の3第1項 ただし書規定の審査手数料	合計
申請建築物	円	円	円	円
他の建築物—	円			円
他の建築物—	円			円
他の建築物—	円			円
<b>合計</b>				<b>円</b>

- この算定表と併せて基本額算定表を添付してください。申請に係る建築物が複数棟の場合は、建築物ごとに基本額算定表を添付してください。行が不足する場合は、適宜追加してください。
- 申請に係る建築物が1棟の場合は、基本額算定表に基づき算定した手数料額を申請建築物の欄へ記載してください。
- 申請に係る建築物が複数棟の場合は、申請建築物又は他の建築物ごとにそれぞれ基本額算定表に基づき算定した手数料額を記載してください。

○基本額算定表（申請建築物）

申請対象		申請部分	評価建築物等の該当	共用部分評価	【表1】適用額	備考
一戸建ての住宅		200㎡未満	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	/	円	区分1
		200㎡以上	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外		円	
			手数料額		円	
共同住宅等		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	有・無	円	区分2
			手数料額		円	
非住宅建築物		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	/	円	区分3
			手数料額		円	
複合建築物	住宅部分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	有・無	円	区分2
	非住宅部分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	/	円	区分3
	全体	手数料額			円	区分2+3

注1) 床面積は、原則として、建築基準法上の床面積を記入してください。ただし、同法上の床面積に算入されない開放廊下等においても、認定審査の対象となる部分は床面積に含める場合がありますので、このような場合にはあらかじめ相談して下さい。

注2) 変更認定の場合は、表1の「床面積」を「変更に係る部分の床面積の1/2+増築部分の床面積」として適用します。

注3) 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、別途、それに係る手数料を加算してください。

○基本額算定表（他の建築物ー●）

申請対象		申請部分	評価建築物等の該当	共用部分評価	【表1】適用額	備考
一戸建ての住宅		200㎡未満	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	/	円	区分1
		200㎡以上	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外		円	
			手数料額		円	
共同住宅等		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	有・無	円	区分2
			手数料額		円	
非住宅建築物		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	/	円	区分3
			手数料額		円	
複合建築物	住宅部分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	有・無	円	区分2
	非住宅部分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	/	円	区分3
	全体	手数料額			円	区分2+3

注1) 床面積は、原則として、建築基準法上の床面積を記入してください。ただし、同法上の床面積に算入されない開放廊下等においても、認定審査の対象となる部分は床面積に含める場合がありますので、このような場合にはあらかじめ相談して下さい。

注2) 変更認定の場合は、表1の「床面積」を「変更に係る部分の床面積の1/2+増築部分の床面積」として適用します。

注3) 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、別途、それに係る手数料を加算してください。